

○災害見舞金支給要綱

(総則)

第1条 市内で発生した火災又は暴風、豪雨、地震その他の自然災害(以下「災害」という。)による被害を受けた者に対する災害見舞金(以下「見舞金」という。)の支給については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 見舞金は、次に掲げる者に支給する。ただし、市長が第1号又は第2号の規定による見舞金を支給することが適当でないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 現住家屋(店舗等併用住宅については、当該店舗等以外の住宅部分で、現に居住の用に供しているものをいう。)を全壊し、半壊し、又は床上浸水した世帯主その他これに準ずるもの
- (2) 災害による死亡者又は重傷者
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が見舞金を支給することを適当と認めたもの

(見舞金の額)

第3条 見舞金は、次の表に掲げるとおりとする。

種別	区分	単身世帯	2人以上世帯
全壊		40,000円	70,000円
半壊		30,000円	50,000円
床上浸水		10,000円	20,000円
死亡者			100,000円
重傷者			70,000円

(支給手続)

第4条 市長は、現地における調査、関係機関への照会等の結果に基づき、見舞金を支給するものとする。

(その他の事項)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長室長が定める。

附 則

この要綱は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。